

第 2 1 回議会運営委員会記録

令和 2 年 4 月 1 5 日

【開催日】 令和2年4月15日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時31分～午後4時13分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
主査兼庶務調査係長	島津克則	議事係長	中村潤之介
議事係書記	原田尚枝		

【付議事項】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置の要望書
- 2 特別委員会の設置について
- 3 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について
- 4 臨時会招集請求について
- 5 市議会モニターの意見について
- 6 山陽小野田市議会基本条例の検証について
- 7 その他

午後1時31分 開会

笹木慶之委員長 皆さんこんにちは。それでは、ただいまから第21回議会運

営委員会を開催いたします。まず開催に当たって、4月1日付けで局長の交代がございましたので、尾山新局長より御挨拶をお願いしたいと思います。

尾山議会事務局長 失礼いたします。4月1日付けで議会事務局長を拝命いたしました尾山邦彦と申します。どうぞよろしくお願いたします。昨年までずっと執行部のほうにおりまして、議員の皆様方には、大所高所からいろいろと御指導賜りまして、おかげさまをもちまして、最近では教育行政を前へ進めさせていただくことができ、大変思い出となっておりますのでございます。私は定年まであと2年でございますので、短い間ではございますけれども、是非、中身の濃い仕事をして、自分自身またこれも思い出の一つとして残るように頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。簡単でございますが、御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いたします。

笹木慶之副委員長 はい、ありがとうございます。これから大変いろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願申し上げます。それでは付議事項の第1点目でございますが、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置の要望書を議題といたします。事務局のほうから説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 それでは付議事項の1、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会設置の要望書についてです。資料1を御覧ください。片面、表面のみです。一昨日、4月13日付けで、御覧の会派代表者5名の連名による要望書が提出されました。要望書の内容を読み上げます。「新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、政府が4月7日に7都府県に対し、緊急事態宣言を発出しました。これを受けて、山陽小野田市は4月8日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型インフルエンザ等対策本部を設置しました。山陽小野田市議会としても、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び

経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を必要に応じて行うことを目的とした、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置を要望いたします。」という文面になっております。内容の説明は以上です。

笹木慶之委員長 ただいま、要望書の説明がございました。これについて皆さんの何か御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、その要望書を受けまして、2番目の特別委員会の設置についてを議題といたします。

中村議会事務局議事係長 それでは付議事項の2、特別委員会の設置についてです。資料2を御覧ください。表面と裏面の2ページになっております。今の要望書を受けて、ちょっと事前に見越した形になりますが、全議員一致議案として、特別委員会の設置の議案を提出しようとするものであります。目的から読み上げます。先ほどの要望書にもあったとおりですが、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにするべく、情報の収集及び発信、国、県、市の施策・予算に対する提案・要望を、必要に応じて行うためという目的に基づいての設置ということになります。名称は「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」、委員の定数を9人で提示しております。裏面は、提案理由になります。前段は少しお話を振っておりますが、後段について、内容は目的と同じになっております。議案の説明は以上です。

笹木慶之委員長 ありがとうございます。ただいま、議員提出議案の案についてが諮られました。今こちらに御出席の皆さん方の賛成者としての連名のもと、提出者を副議長として提出という形になっております。なお、委員の定数は9人ということになっております。提案理由は先ほどあったとおりです。このことについて、御異議、御意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは異議なしと認めます。ということで委員会の設置について、という方向

で参りたいと思います。次に、これを受けまして、3番の山陽小野田市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

中村議会事務局議事係長 それでは付議事項の3、山陽小野田市議会委員会条例の一部改正についてです。資料3、1ページから3ページまでとなります。こちらは、提案理由にもありますとおり、3月議会において山陽小野田市公平委員会設置条例が廃止されたことに伴い、引用しております委員会条例の第21条「公平委員会の委員長」を削るものであります。4番の付議事項にもちょっと関わってくるんですが、今の2番の付議事項の議案の提出と、この一部改正の議案提出と併せて、4番の臨時会召集という流れになろうかと思しますので、こちらにも議案を提出ということで御提示いたしました。御審議よろしく申し上げます。

笹木慶之副委員長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、提出議案、いわゆる条例の一部改正ということでございますが、もちろんこれの賛成者は先ほどと同様になっております。なお、公平委員会の委員長の部分を取るという部分も中に当然入ってきますが、これを含めて、御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのように決定をさせていただきます。続きまして、4番の4月臨時会召集請求についてを議題といたします。流れ等について、事務局のほうから説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 それでは、付議事項の4、4月臨時会召集請求についてです。今の付議事項の2、3の議案を提出するに当たり臨時会の請求をすることになります。こちらについては、地方自治法第101条の第2項の規定にあります。ちょっとまず読み上げます。「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して、臨時会の召集を請求することができる。」ということになっております。そのため、まず議長から、議長名で議会運営委員長に対し、臨時会召集請求の件ということで、文書を作成いたしま

して、文書を出させていただきました。それに基づいて、今度は、先ほどありました議会運営委員会の議決を経てというところが必要になってきますので、会議規則の109条にありますとおり、審査が終わったら今度は議長にお返しすることが必要になります。なので、まずここで、臨時会の請求についてを議運の委員の皆さんで議決をしていただいて、それからの説明をさせていただこうと思います。以上です。

笹木慶之副委員長 ありがとうございます。臨時会招集への流れの手続について説明がありましたが、我々は、議長の諮問を受けて、この招集に対する結果を出すということになろうと思います。先ほどから、委員会の設置、あるいは条例改正と申し上げましたが、そういったことに対する手続を取るというための手法ですが、これについて皆さんの御意見を聞きたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということは、臨時議会を招集していただく旨、議長のほうから市長へ、地方自治法第101条第2項の規定に基づいて、招集請求をしていただくということを決定してよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように決定させていただきます。その後のことについて事務局のほうから何かあれば。

中村議会事務局議事係長 では、ちょっと、少しかぶるところがありますが、今の議運の議決に基づいて、委員長名で議長に対して、今の審査報告書、請求してくださいという旨の報告書を作成して、その後、議長から議長名で市長宛てに臨時会の招集請求書を速やかに提出いたします。この後の臨時会の流れなんですけれども、今執行部との話では、もしそういうふうになると、17日金曜日、明後日になりますが、この日が告示の予定となろうかと思えます。議案の配布については、どうもまだ正式にはあれですけれども、執行部からの専決への案件が、今回臨時会が開かれることによってこの臨時会での報告ということになります。その議案がありますので、17日の午後1時が議案配布できる時間になろうということで、事前にお話は伺っております。そして、週が明けて20日の

月曜日に、この臨時会に関する議会運営委員会。そして24日の金曜日に、本会議になろうかと思えます。恐らく、専決の議案がちょっと何件あるか分かりませんが、出てこようと思えますが、会期を28日の火曜日までで調整させていただいています。そうすると、間に、月曜日しかありませんので、この本会議の日に、専決の関係の議案が出てきたら、速やかに委員会で審査していただくしかないのかなど。正式な日程案はまだお出しできませんけれども、ということで今考えております。もし、一般会計があるようでしたら、一般会計の全体会も開かないといけませんので、そうすると28日の本会議の前に一般会計の全体会をするようなこともあり得るかと思えます。この辺りは議案が出てこないとまだお話がちょっとなかなか難しいと思えますので、その辺御承知いただけたらと思っております。そうすると、当初実はもう既に予定されていた委員会、広聴特別委員会や広報特別委員会や議会運営委員会等も日にちや時間のずれが出てこようかと思えますので、そこはちょっと委員長で調整をしていただけたらと思えます。それと懸念される事項が二つ思い当たるのがありまして、まず一つは、今の3密を防ぐってということで、事前に議会運営委員の皆さんと議長と副議長にはお時間がなくてお見せできなかったんですけども、議場を御覧いただいたかと思えますので、今できる限り、議長のほうからも、配慮して議席を作成するよというように配置をしたんですけども、まずこれについては、全国市議会議長会のほうに確認をして、議席の指定にもならない、変更にもならないということなので、もし臨時会開かれたら、速やかに議長のほうから、議席はここでこの議員がこうなりますっていうだけを報告していただくだけでいいという確認は取っております。それと、議員と執行部の席を離しましたけれども、傍聴の方をどうするかっていう問題があるかと思えます。4月臨時会は議場でできますけれども、まず、その先の臨時会のことは置いて、まず4月臨時会の傍聴席、一般傍聴の方、報道の方ですね、どのように取り扱うかをちょっと議会運営委員会の委員の皆さんで御協議いただけたらと思えます。以上です。

笹木慶之委員長　ありがとうございました。そうしますとちょっと流れをもう1回確認させてもらいます。この臨時議会の招集については、いわゆる最短で開いていくということがやっぱり必要であろうということからすると、告示日が17日ということになります。議案等の関係で、執行部と調整があると思いますが、議案配布は17日の午後ぐらいということですね。そして、それを受けて20日にもう1回議運をやって、そして、24日の本会議へ持っていくと。なお、本会議には、いわゆる日程がタイトですから、その日に関係する委員会と分科会があるかもしれませんが開催していただいて、その結果を28日の最終日に持っていくということですね。加えて、今、議場の改修工事をやっていますがまだ現状は使えるということなんで、やはり3密対策ということでスペースを広げた議場にするということについては議席の変更にはならない、場所が変わるだけであってということ、それは議長のほうから、その旨連絡してもらおうと。加えて、傍聴の在り方についてということですね。日程等については了解していただけたと思いますが、要は、傍聴との関係ですね、臨時議会に限ってということなんです。こういう時局の中で、さてこれをどうするかということなんですけれども、いかがいたしましょうか。

伊場勇委員　今こういった状況が、いろいろな全国各地、感染者の数はばらばらでございますが、僕もいろいろ調べるところあるんですけども、山口県内の他市町の議会の状況は、事務局としてどういうふう把握されていますか。

中村議会事務局議事係長　すいません、調べたものを今手元に持ってくるのを忘れてましたが、アンケート自体は、事前に少し取っておりまして、感染者の出ている宇部市とか数市ほど、禁止というか遠慮というか、表現は様々でしょうけれども、制限を設けているところがあります。それ以外の東のほうの岩国市、光市、下松市、周南市などについては、今現在では、制限を特に設ける予定はないと。ただ、議場の形式によって、傍聴席がフラットなところは、傍聴席まで議員の議席にする可能性もあるってい

うようなお答えは頂いております。ですので、現状としては、今のまま
っていうところが、どちらかというところが多いと多いたっていただい
いかと思います。傍聴はそのまましていただくようにすると。ただ、そ
の中で、マスクをしていただくように促したり、消毒液を配置したりし
て手を洗っていただくよう促したりとか、そういう努力はするっていう
お答えは頂いております。

伊場勇委員 であればですね、傍聴されてるところ、細かい深いところまでは
調べないと思うんですけども、今、傍聴する場合に、名前の記入等
をしていないですが、誰が来たかもちゃんと把握ができてない状況の中
で、私の考えですが、入れるのであればやはり個人をしっかりと特定して
体温も測ってプラス消毒もしていただくということをしなきゃいけない
と思うので、中継システムをしっかりと作っておる議会ですから、傍
聴は取りあえず4月の臨時会は、こういった時期、情勢も考えて傍聴
されないように、一応、傍聴を禁止という言い方がどうか分かりませ
んけれども、傍聴をしない、傍聴はできないといった形を取ったほう
がいいんじゃないかというふうに考えます。以上です。

笹木慶之副委員長 言われたような意見が出ましたが、ほかの委員、い
かがでしょうか。

奥良秀委員 私も今、伊場委員が言われたとおり、自粛というか、中
止というところちょっと言葉の語弊があるかもしれませぬので、自
粛ということで。なおかつ傍聴席のスペースがかなり狭いと。やは
り、奥の人から出ようと思ったらどうしても手前の人に当たって
しまうということを考えれば、3密に抵触してくるのかなというこ
とがありますので、やはり、自粛要請をしたほうがいいと思いま
す。

笹木慶之委員長 そういうことで、スペース等の問題も踏まえて自
粛という意見が出ましたが、ほかの皆さんいかがでしょうか。

高松秀樹委員 お二人が言われたところで、禁止と自粛って全く違うと思います。奥委員が言われたように、自粛を促すべきだと思います。理由は、傍聴は原則自由に傍聴できるっていう規定がありますが、こういう危機的状況の際ですので、傍聴に来られる皆さんに関して自粛を要請するという形を取ったらいかがかなと思います。以上です。

長谷川知司副委員長 私も自粛要請でいいと思いますが、ただ、そのときに個人が特定できるように、住所、氏名を書いていただくと。これはもし何かあったときに、コロナ対策のためにもそれが要るんじゃないかなと思うんですが。

笹木慶之委員長 今の流れの中は、自粛という方向に動いていますが、しかし、先ほど伊場委員から特定という話も言われたけれども、今もそのことがございました。やはりこれは、この感染の対応ということで必要だということだと思うんですが、それを踏まえて、ほかに御意見ございませんでしょうか。

高松秀樹委員 想定できるのは、自粛とうたっても傍聴人が来られて、是非とも傍聴したいんだっていう場合の措置だと思います。そのときにもう既に出ましたが、名前の記入とマスク着用、議場の入り口に消毒液を設置という形を取っての自粛要請っていうふうな形であればいいんじゃないかなと思います。

笹木慶之委員長 今あったように、一応のチェックを掛けた中での自粛対応ということになるかと思いますが、そういったことも含めていかがでしょうか。今ありましたが、検温は特に必要ないということですか。

高松秀樹委員 基本的なところは、張り紙かなんかで、まず熱が37.5℃以上ある方はもうやめてくれという、そういう注意書きは必要かもしれま

せんよね。ちょっと今細かく、どこまでかっていうのは分かりませんが。何重にもその辺の防護策を取った上での自粛ということでいいんじゃないでしょうか。

奥良秀委員 体温の37.5℃もあるんですが、この度、昨日でしたかね、高校の先生の問題もありましたが、緊急事態宣言が出ている場所に行かれた方にもやはり告知をしていただいて、例えばその方が潜伏期間を2週間見てもらおうとか、そういうふうな措置もやっぱりきちんと考えていかないと、やはりこの拡散っていうのは止められないと思いますので、その辺も37.5℃の検温とセットで書いてもらえるようお願いしたいと思います。

笹木慶之委員長 今言われるのは、だから、議場の入り口にそういったものを注意書きして促すということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 想像すると、議場の傍聴席の入り口に、傍聴、もちろん自粛って書いて、傍聴希望の方は事務局までおいでくださいってということで、1回来られてそこで話をされて、自粛をお願いしますよっていう形に持っていくのが一番適当かなと思います。なぜかというと、市民が来られて、入り口で読んでも分かんない状況が考えられるので、ちょっとそこは丁寧に扱いをされたらどうかと思います。

笹木慶之委員長 特殊事情下における対応ということでそれを議論しているわけですが、大体の流れは、やはり、自粛していただく旨のお知らせをして、そして来られた方は、一応事務局のほうに出向いていただいて、そして事務局からの調整といいますか話をされて、いろんな注意書きがありますが、してもらっての対応という形の流れということでよろしゅうございますか。

伊場勇委員 確認ですけど、一応自粛をお願いするということで、どうして

も傍聴したいと、傍聴させてほしいという強い意志がおありで、ちゃんとしっかりとした対応をしていただけるのであれば傍聴を許可するというものですね。そういうことになりますよね。

笹木慶之副委員長　だから、自粛という言葉を引きちと理解していただきたいということですね、やっぱりお互いの立場としてね。だから、いみじくも言われたが、禁止ということではないけれども、それに近い形の思いを持った態度をしてほしい、対応をしてほしいと。それに対しては、どうしても仕方ないので、さっき言ったような形の流れを作らせてもらうということになろうと思いますね。大体話をまとめればそういうことになろうと思います。ということでよろしゅうございますかね。

石田議会事務局次長　議場の入り口に張り紙をすると、その張り紙は基本的には傍聴は自粛していただきたいという内容でよろしいでしょうか。そして、それで、どうしても傍聴したい方は、事務局までお越しく下さいと。そして、事務局で実際に話をお聞きして、体調なりの確認等をさせていただいて、そこで判断をするという形でしょうか。

笹木慶之委員長　はい、今、次長のほうからありましたが、私はそのように理解しておりましたが、皆さんよろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、2段構えで対応させていただきたいと思います。

高松秀樹委員　今の話は傍聴の話だったんですけど、我々及び執行部の議場内のルールについて。4月臨時会が招集されるということで、今日ある程度話をして、直前までには最終的に決めなくちゃいけないと思うんですけど、常識的にそのマスク着用、消毒液配備というのをきちんとルール付けたほうがいいかなと思います。

笹木慶之委員長　我々議員はもちろんのこと、執行部についても徹底した対応、同様の対応をするということで、マスクを着けるということと消毒液で

消毒もしてきちんとした対応をします。これは義務的な対応ということ
で共通事項としたいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）皆さ
んいかがでしょうか。

奥良秀委員 マスク着用ということがあるんですが、今、マスクの需要とい
うか、品物がかなり薄くなっているような状況下で、仮に持たれていない
方はどうしたらよいかっていうところが出てくるんですが。

笹木慶之委員長 そうですね。そういったことも懸念されますが。私ども、多
少予備を持ちながら動いていますからね。

中村議会事務局議事係長 既に市の内部というか庁内では、もうマスクは励行
という文書が3月ぐらいに一度出て、この間も、そういう着用について
は出ておりますので、改めて今高松委員がおっしゃったように決めてい
ただいて、守れないってということはないと思います。

笹木慶之委員長 分かりました。執行部についてはそういう形で心配しなくて
いいということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうすると、今度は
我々議員の立場ということになるわけですけど、これについてはですね、
まだもう少し時間がありますから、それを前提に進めていって、お持ち
でない方については、やっぱり持っている方が何とか融通しないといけ
ないというふうに思いますけどね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 現在は調達が難しいような状況ですので、
事務局で議員分を用意することはちょっとできないと思います。

石田議会事務局次長 先ほど中村が言いましたように、庁内に対しての通知文
では、実際、使い捨てマスクっていうのは入手が今非常にできない状況
ですので、手作りで行うとか、そういうものも利用してでもマスクをす
るよというということになっております。

笹木慶之委員長　そうしますと、それら含めて考えるならば、我々議員のほうを考えればいいわけで、早速会派のほうへ伝えていただいて、ない方は手作りマスクでも用意してもらって、当日、まだ日にちがありますから、ということでお願いしたいと思います。それから、会派外のことについては、副委員長から連絡をしていただくということで、いずれにしても、今、御意見ございましたように、議場におけるルールとマナーというのはきちっと守って対応するというにしたいと思います。

高松秀樹委員　その他の項で発言しようと思ったんですが、間にモニターの意見とか検証とか入りますので、本会議場についての話なのでちょっとここで話をしたいんですが、6月定例会には一般質問が予定されていると思います。もちろん今日決める必要はないんですが、一般質問の取扱いについて恐らく議運で早目早目に決めていく必要があると思いますので、是非、その辺の取り計らいをお願いしたいと思います。

笹木慶之委員長　付議事項の4番までは一応終わったということでいいですか。

伊場勇委員　報道関係の方は、傍聴はオーケーということで間違いのないのかなというのと、この事項をどういうふうに市民の方に事前に周知するのかなと思って。ホームページにしっかり載せていくっていうことが必要ではないかなと思っています。

笹木慶之委員長　これはほかのところで出そうと思ったんだけど、今ここでやりますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）まず、報道関係の問題ですが、これについてはいかがいたしましょうか。

伊場勇委員　他市町のことをいろいろ調べてみると、報道関係は、やはり市民の方にもしっかり情報が行き届く手段の一つでもありますし、大人数が来られるものでもないですので、記者の方だけが来られている場合も多

いですし、極力時間を短縮していただいて、人数も最少人数で来られたらいいかなと思います。

笹木慶之委員長　そういう意見がございましたが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なお、申し添えておきますと、やはり、一般の方が来られるような形で、必要な事項についてのチェックはしてもらわないとですね、あるいは、関係して自分のほうで、何か思いがあるならば、やっぱり自粛してもらおうということも必要でしょうが、いずれにしても報道についての対応はそういう形でということですが。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　本会議の対応は、先ほどおっしゃったようにしたいと思いますが、それを委員会でも準用するというような形で対応を取らせていただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

笹木慶之委員長　先ほど言った、やっぱりルールとマナーをきちっと付け加えた上での対応になろうと思いますが、それについて報道関係はそのようにしたいと思います。それから、もちろん一般市民への取扱いの件については、これは、今、いろんな形での伝達が考えられますが、取りあえずは電波を使ってのお知らせということが、まず言えると思いますけど。広報は5月15日ですよね。この24日、28日については対応できないよね、広報紙では。

高松秀樹委員　今後、ネットはすぐできると思うんですけど、今後は市の広報紙、議会の広報紙等を活用して周知を図るということでいいんじゃないかなと思います。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　市の対応は、5月10日ぐらいまでの方針を決めております。広報ですと5月15日号になりますので、いつまでの対応かっていうのが、出すのが難しいので、当面、市議会のホーム

ページと、それから、臨時会ですとフェイスブック等に情報を出しますので、そちらで呼び掛けていきたいと思っております。

笹木慶之委員長 分かりました。できる限りのそういったお知らせをすることが大事だと思いますので、また、ほかのことも気が付かれたら、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。それで、実は4番までが終わったんですが…

中村議会事務局議事係長 申し訳ありません。先ほど議場での議席のお話をいたしました但、執行部も同じように席の間隔を開けるレイアウトになっております。ということは、部長等の異動という申し合わせ事項にある挨拶もなしということで、一応ここで確認をしていただいたらいかなと思ひます。

笹木慶之副委員長 議会だけやなしに執行部の制約も、参与の制限も掛けなくちゃならんということになろうと思ひます、これはスペースの関係で。となれば、事務局から発言があつたような対応もできなくなるということも考えられますが、それはそれとして了解事項といたしますか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしゅうございますね。だから全くなくすということでもいいんですか、それとも出てこられた方だけはしてもらふということになるのか。

奥良秀委員 出てこられる方に関しては、簡単に、簡素にしてもらえればいいと思ひますし、また、このコロナが終息した後に、そういうふうな場がもしあるんであれば、その場で自己紹介してもらえればいいと思ひますので、それは臨機応変でいいと思ひます。

笹木慶之委員長 いや。と申ひますのはね。例えばここにおられる議会事務局長は出られるわけよ。初めての議会なわけ。そのこともちょっとふと思つたんでね。全部制限となると皆しないようになるが、局長は出てこら

れるから、皆さん一緒に顔を合わせるのは初めてのことになるんじゃないですか。そうすると、一言御挨拶が要るのかなというふうに思ったんだけど。あるいは総務部長は出てくるだろうと思うし、そうすると、出てこられた方まで制約を掛けるのはいかがかなと思ってね。ということなんです。だから簡単に、ちょっとやってもらうことぐらいは。どう思われますか、その辺。

尾山議会事務局長 御挨拶といいますが、名前といつ拝命したかということと「よろしく願いいたします」のみで通年やっておりますので、お時間はほとんど掛からないと思います。

笹木慶之委員長 では、議場に出席された方については、その程度はやはりしてもらおうということでもいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そうしましょう。ほかにはいいですかね、4番までで。なければ、先ほど高松委員から話があったように、7番のその他に飛びます。問題は、臨時会がいいんですが6月定例会のことです。定例会については皆さん御案内のとおり、議場の改修工事ということで大会議室へ移しての議会の対応になります。先般、ちょっと送られてきた写真を見てみますと非常に狭いように見えました。今日の午前中も私たちは別の委員会がありまして、あそこ使ってやったんで、もうそれが崩れていますけどね、おおよそ想定できるんですよ。そうすると、執行部のほうの席と議会のほうの席が非常に接近して、2列か3列かになるようになっておりまして、それは今の議場の1人間隔を空けたのと訳が違う状態になっております。高松委員も多分それを見られての判断というか、その次のことを考えられての発言だと思いますが、要は、できる限り会期を短くするとか、いろんな手法を考えながら対応しないと、現実的な対応が難しくなるんじゃないかなということが懸念されます。そこで皆さん方の意見を聞きたいと思います。どのような対応が一番いいのか。やっぱり自らが身を守るといったことを念頭に置きながら、本当にやっぱり厳しい対応したほうがいいのかと思います。いかがでしょうか。

奥良秀委員 先ほど来から委員長も言われているんですが、こういうときの議会ということなんで、なるべく自粛要請をできるものであればしていただきたいと思いますし、また、大会議室でやるということであるんですが、今はいい天気なんですけど、やはり3密のことを考えれば窓を開けてやらなくてはいけないという中で、今度は6月になると梅雨時期にも入ってきますので、今度は雨の問題もあり、窓が開けられない状況も考えていかなければいけないということを考えれば、話は前に戻りますが、やはりある程度の時間短縮を余儀なくせざるを得ないのかなと思っております。以上です。

笹木慶之委員長 気象状況というか、あるいは夏場に向かったのことを想定した中で、議会の会場を踏まえて、時間短縮という案が出ました。もちろんこれは、いずれにしても具体的な話になってくるもので、考え方はそういう方向をと言われたんですが、その中にはいろんな手法があると思います。それらを踏まえて、今日どこまで決めておくかということなんですけど、やっぱり早く方向性を決めたほうがいいという考え方もそのとおりだと思うんで、どうか皆様方、積極的な意見をお願いしたいと思っています。

伊場勇委員 具体的な手法については、もういろいろな考え方や手法が本当にあると思うので、方向性的には時間の短縮をするように進めていくということだけで、あとは会派に持ち帰るなりして、ちょっと案を出し合うべきではないかなと思います。

笹木慶之委員長 今、方向性は認めながらの具体策については、これから会派に持ち帰って、具体案を出して決めていくという案が出ましたが、いかがいたしましょうか。

奥良秀委員 議案等々はいろいろと、執行部との話合いで時間短縮等々の考え

ができると思うんですが、6月定例会においては今度は一般質問をどういうふうに進めていくか等々の話があると思いますので、その辺も会派の中できちんと統制を取って話をしていただければと思います。

笹木慶之委員長 具体的な手法の一つとしての一般質問の例が取り上げられましたが、これについても、持ち帰っての会派内での協議ということだと思いますけれども、どういたしましょうか。いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、今日ここで全てを決めるということにはやっぱりならないということで、その方向性については、やはり時間短縮、これは執行も含めて、議会のほうもということになろうと思いますが、その方向性の中で、あとは具体的な対応については、それぞれ今、一つ案が出ました一般質問のことについてどうするかということ踏まえて、会派に持ち帰って具体的な対応策をできるだけ早く出していきたいと思いますので、そういう方向でよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、その点については、以上とします。ほかにその他のことについて、これ以外にはございませんか。ちょっと私一つだけ申し上げるのは、委員外議員の出席の申出があったりします。これについて、こういう非常に狭いスペースの中でやるというときにどうなるのかということがありますが。どのようにお考えですか。

高松秀樹委員 否定するべきものではないというふうに思いますが、これに関しても、やっぱり自肅要請をしっかりとするというところでしかないと思います。

笹木慶之委員長 それでよろしいですかね。では、このことも踏まえて会派のほうに持ち帰っていただいて、その方向性で対応、調整をお願いしたいと思います。ほかにはございませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の1番から4番までと7番その他に関することについての御審議をいただきました。ということでその旨、議長のほうに報告したいと思います。ちょっとここで暫時休憩させていた

できます。再開は2時30分からにします。よろしくお願いします。

午後2時19分 休憩

午後2時32分 再開

笹木慶之委員長 それでは休憩を解いて、委員会を開催します。なお、大変申し訳ございませんが、ちょっと急な協議事項が出ましたので、申し訳ありませんが、もうしばらく休憩させていただきます。再開は、2時45分からとします。よろしくお願いします。

午後2時33分 休憩

午後2時47分 再開

笹木慶之副委員長 それでは、休憩を解いて委員会を再開します。市議会モニターの意見についてということで資料4を御覧いただきたいと思います。まず1点目として、議会欠席の取扱いについてということで、12月12日の議会運営委員会において、杉本議員が病気療養のため本日より会期末までの欠席が伝えられました。そこで質問ですとなっていますが、1点目として、市民から選ばれた議員は「病気療養」と伝えるだけで議会を休んでもよいのでしょうか。2点目として、議運においてそのことが明確に確認されていないのは問題ないのでしょうか。3点目として、病気療養ならば診断書なりを提出すべきと思いますが、それがなされていなかった場合において、どのような確認によってそれが許可されるのでしょうか。ということの意見が出ていますが、このことについて、皆さんの御意見を聞きたいと思います。

小野泰議長 この件につきましては、たしか、ちょっとこの辺りの日にちですが、杉本議員からの診断書を確認しまして、その旨をどこかの委員会だ

ったと思いますが、私がそのことを申し上げておると思います。

笹木慶之委員長 今、議長のほうから、杉本議員からの診断書を確認して、そのことを委員会で申し上げたという発言がございました。

中村議会事務局議事係長 今、議長がおっしゃったのは、第9回である1月8日に開催された議会運営委員会で、1月に療養でお休みされたときに、議会運営委員会の中で、議長から診断書を持ってこられたってという発言はきちんとありました。なので、届出をきちんと受けて、対応したということになっております。

高松秀樹委員 これは、そこで質問ですってありますので、この質問に対して答えを出せばいいと思います。1番は、病気療養と伝えるだけで議会議を休んでもよいのでしょうかという質問ですけど、これは今、議長と事務局から説明があったように、本人から届出を議会事務局に、要は議長宛てに行ったということによかったんですよね。そして、その認定を議長が行ったと。それで、最終的には、議会が認定をして、病気療養で欠席になったというこういう運びでよかったんでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 会議規則上は、欠席の届出は議長に対して行うことになっております。

高松秀樹委員 欠席の届出があり、その欠席の理由は、いわゆる病気であると。つまり、出席する意思がありながら出席できない事情であったというようなことで、議長が認定をしたということによろしかったんでしょうか。それだったら、そのように答えを書けばいいと思います。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 そのとおりだと思います。

高松秀樹委員 2番が、議運においてそのことが明確に確認されていないのは

問題ないのでしょうかありますが、ちょっとこのとき議運に対して
どういう報告があったのか覚えてないんですが、これはどういう状況だ
ったですか。

中村議会事務局議事係長 12月12日の議会運営委員会においては、事務局、
当時は私だと思うんですが、私から、「本日、12月12日に、杉本保
喜議員から12月13日から20日までの会議を病気療養のため欠席す
る旨の届出があった」という説明を、まず議会運営委員会の中でいたし
ております。その後、一般質問の予定でしたので、順番が繰り上がる
という説明をして、議運で了承されたという扱いはないかなと思います。

高松秀樹委員 そうしたら、議運において事務局からの説明を議運において
了承されたということであれば、明確に確認をされておることにな
って問題がないと思います。

中村議会事務局議事係長 ただ、議長から説明された先ほどの診断書の件は、
1月になってからの部分ですので、このときの届出の中では、病気療養
のため欠席する旨の届出があったというところだけで、診断書の話はそ
のときはいたしていません。

高松秀樹委員 病気による欠席の場合は、欠席の際に診断書の提出が同時に必
要なのかどうか教えてもらえますか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 欠席の届出については、特に添付書類を
求めておりませんので、今まで病気欠席されていらっしゃる方も出され
ておりませんし、特にこちらとしても求めてはおりません。

高松秀樹委員 そうしたら、その旨を記載して回答とすべきだと思います。

笹木慶之委員長 ちょっと整理してみますと、3番については、1番と2番を

受けたものの表現となっていますね。病気療養ならば診断書なりを提出すべきと思いますが、なされなかった場合にはということですが、それはなされたということで、よろしいんですね。よろしいですか。

河野朋子委員 全部聞くと、結局休まれたときには、病気で休みますと伝えるだけで休まれたんですけど、それは差し障りがないということなんで、1番は、伝えるだけで休んでいいのでしょうかということについては、特に、そういった診断書とか添付の書類を求めていないので、病気というだけで休んでも差し支えないという答えになりますよね。そういう対応をしましたし。2番については、そういった報告を聞いて議運で、診断書とかそういうものはなかったけれども、病気で休まれるということを含めてみんなで共通認識して確認しましたということですし、3番は後日、1月になって病気についての診断書が出されたということの後で認識したということなので、それが、そのときに出不されたけれどもそれについては差し障りないって回答をされるべきだと思います。

中村議会事務局議事係長 12月12日の議会運営委員会の時点ではそのように申しましたが、診断書自体が出たか出てないかっていうこと自体ちょっとお伝えしていいのかどうかってところもありましたので、このときは、さっき島津が言ったような要件が整っておればということで、届出があった、それを報告して議運で確認していただいた。その後、診断書が1月分について出たというお話をしましたけど、12月分も同様に出ております。出ておりますが、この議運のときにはそのお話を私のからはしておりません。議長はきちんと扱っておるということです。

笹木慶之委員長 そういうことですね、流れはね。よろしゅうございますか。
（「はい」と呼ぶ者あり）では、この件についてはそのような対応をしたいと思います。それから2点目ですが、代表質問の在り方について問うということです。ちょっと読み上げてみますと、山陽小野田市議会においては市長の所信表明に対して代表質問が行われていますが、代表質

問と一般質問の違いは何だとお考えでしょうか。本市議会では3月定例会において代表質問が行われておりますが、代表質問の体をなしていないと感じています。国での政党政治は、地方では会派制という形で議会運営が行われております。では、会派とは何でしょうか。全ての議員は、大きな意味でこのまちの発展を目指しているのは当然として、その手法や考え方、優先順位は様々です。そこで一つの、あるいは一定の政治理念、政策理念を共有する者が会派を組み、一定の方向性を持って議会活動を行っているものだと思います。このことから代表質問とは市長の所信、すなわち市長の考える政策、予算編成の基本理念について「会派として」正す場であり、個別事例の一般質問とは一線を画した異なるものであると認識しています。しかしながら、本市議会の代表質問を拝見してみると、その会派がどのような政治理念であるのかがほとんど見えません。一般質問との違いも見えず、何を代表して質問しているのかさえ分からないのが正直な感想です。昨年秋の会派の離合集散は節操のないもので、品位のかけらも感じ取れませんでした。なぜ、会派を出たのか。なぜ、そこに合流したのか。説明できるのでしょうか。「政治は力」、「力は数」、「数は金」、田中角栄元総理の発言でありました。「数は金」はともかくとして、本市議会の会派が権力闘争のためだけの「政治は力」、「数は金」のように思ってしまうのはとても悲しく感じます。議会改革推進で名を馳せる山陽小野田市議会です。代表質問というそのシステムはあるが、まだ十分に活用されていないということですが、ぜひとも、自らの会派の存在意義を十分に議論され、その上で、今後の代表質問に臨んでいただきたいと切望します。このままだと、せっかく議会が執行部の信を問う貴重な時間を「代表質問の廃止」という形で失うことにもなりかねません。議会参与ではなく、市長自らが答弁せざるを得ない、そんな真の代表質問にしていきたいと考えます。代表質問についての議会の考え方、及び今後のあり方について教えていただきたい。という御意見が来ておりますが、皆さんの御意見をお願いしたいと思います。

伊場勇委員 代表質問と一般質問の違いは何だというところで、そこはいろいろ、いろんな書面もありますし、それは皆さん理解をしているんだろうなというふうに思いますが、これはやっぱり内容についてのことだと思います。それぞれ会派にはいろいろな考えや方向性があると思いますけれども、その内容について、前回の一般質問のところでも議長がしっかりその内容について精査するというふうな考え方もありましたし、方向性もある中で、このモニターの方はやっぱり代表質問の廃止という形で失っては駄目だということを言っておられますし、今後、代表質問について、議会の議員の中でもなくてもいいんじゃないかとかいう議論もあると思いますので、その辺は今からもうちょっとしっかり議論、協議もしないといけないし、会派ごと、全議員の考え方もしっかり持ち寄った上で、また議運で決めなきゃいけないので、そういったことをまたこの回答として、出せばいいんじゃないのかなと思います。以上です。

笹木慶之委員長 総括的な意見を言われましたが、ほかに、御意見ございませんでしょうか。

高松秀樹委員 伊場委員の御意見の最後の部分だけ一致をしております。長い文章を意見としてお出しになっていますが、よくよく読んでみると、この文章は恐らく会派存在意義を問うという高尚な御意見じゃないかなという気がしておりますが、そもそも代表質問と一般質問の話ってというのは、代表質問というのは会派を代表して行う質問であって、一般質問というのは議員個人の質問であるというところだと思います。我が市議会では代表質問を取り入れています、伊場委員の最後の意見と全く一緒で、そもそも22人しかいない議会で、本当に代表質問が必要なのかってというのは、会派では甚だ疑問だという意見になっております。しかしながら、この代表質問の必要性については、今後、この議運の中で十分協議をしていく必要があると思っております。

笹木慶之委員長 ほかにございませんか。特に異論がないようではありますが、

まとめとして、2人の考え方を正していくと、やはり、一般質問とは違うという代表質問の在り方の取扱いそのものについて、やはり、しっかりもう1回よく協議をして、方針を出したほうが良いということですね、早く言えば。したがって、そういう方向の中で、会派に持ち帰って協議していただいて、その方針を出すということになるかと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本件は、そのように取り扱わせていただきます。それから、この次のことなんです、これちょっと、考え方を事務局も含めて委員に確認したいんですが、これは私のことについての意見が出ております。ということで、いかがいたしましょうか。やっぱり考え方を正していただかないと。ということで、排斥という取扱いも場合によればあるでしょうし、そういったことを踏まえた中で、私自身がこの審議を進めることがいいのかどうか。その辺りをお決めいただきたいと思います。

高松秀樹委員 事務局から説明することが、まず、あるのかないのか。ないですか。僕は、見方は二とおりあると思うんですけど、恐らく委員長は、除斥になるのかどうなのかって話だと思えますけど、笹木議員、個人そのものの話なのか、それとも、笹木議会運営委員会委員長の話なのかでも、恐らく見解が変わってくるのではないかなと思えますけど、事務局がその辺の、ある一定方向性のある見解を持っていらっしゃれば、先にそれをお聞きしたいなと思えます。

中村議会事務局議事係長 平成30年の7月に、前期の議会運営委員会の際にも、除斥に該当するかどうかというのがありました。平成30年の7月です。そのときに、全国市議会議長会に問い合わせた見解ですが、当該委員に対して辞職を要求するような案件であれば、一身上の事件に該当すると考える、というのがまず一つ。それ以外に、いろいろな本とかを読みあさった中で、第2次新訂標準地方議会委員会条例解説というものの中では、一身上の事件とは、委員長及び副委員長の辞任等、当該個人にとって、直接的かつ具体的に密接不可分な利害関係がある事件に

限られる、というのが解説の中での見解としてはあります。

笹木慶之委員長　そういう説明がありましたが、皆さん方の意見に従いたいと思います。

高松秀樹委員　これは、議会運営委員長の委員会運営に関することなので、いわゆる、笹木議員の一身上の事件には該当しないと考えて、委員長が進められたらと思いますけど。

長谷川知司副委員長　高松委員が言われましたように、この問題は笹木委員長個人の問題ではないですから、このまま進めていただきたいと思います。

笹木慶之委員長　大変話しづらいというか、ここに委員の固有名詞もいろいろ出ながらの話で、ところが種をまいたのが私みたいな格好になっているから発言しづらいですよ。ということで、申し上げておるわけで、むしろ私はいないほうがいいのかなと思うんですよ。これは、委員長の議会運営方法はこれが、本当に適切なのかというところまで言われておるので、この辺りは私がいなくてもいいんじゃないかと思うんです。

長谷川知司副委員長　委員長の進め方は、人が変わればいろんな委員会で進め方が変わると思うんです。それでこの度の委員長の進め方については、今までとは違ったやり方だというように思われているかもしれません。そういうことで、これについては意見を聞いた中で、今後、委員長が適切な判断をして進めていくというのが大事だと思いますので、これらの個別の意見について、一つ一つ私たち委員が言うというよりも、委員長自身がよく聞かれて、今後の運営に生かしていただければいいんじゃないかと思います。

笹木慶之委員長　それじゃ、一応進めましょう。となれば、この件について、これ読みますか。（「いや、いいでしょう」と呼ぶ者あり）もう、見て

おられるからね。このことについて皆さんの意見を出していただいて、もちろん、私が反省すべきことがあるならば反省をしたいと思うし、今後の議会のやり方に生かしていきたいという気持ちもございませし、率直な意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

高松秀樹委員 最初の意見は、委員長が質疑に対して、委員を指名して発言を求めたと。そういう委員会運営が適切なのかという質問だと思ひます。適切なのかっていうと、必ずしも適切であるとは言えないですが、もちろん発言というのは、あくまでも自主的に委員長の許可を得て行うものであると思ひています。しかしながら、委員会を能率的に運営するために、指名して発言を促したものと理解しておひります。それは、委員会運営を考えた上での委員長の方法だからということだす。しかしながら、議会での発言、議会で議会においては、発言がある者は、積極的に許可を得て発言をすることが議会のルールであると思ひています。そういうことから、今後は、その辺は、委員長と副委員長のほうで改めてもらわなきゃいけない部分があると思ひています。というのが私の回答だす、しようがない部分もあると思ひておひりますが、委員長が反省すべきところもあるかもしれませんが、我々も反省すべきところがあると思ひ理解をしておひて、今後はもう少し円滑に進めるように委員のほうも努力をしていきたいと思ひておひります。

奥良秀委員 私も同じ意見なんだす、やはり委員会をずっと見ておひると、委員会を進めておひる中で、なかなか質疑が上手にというか委員のほうから話が上がってこないというところで、どうしてももどかしさがあつて委員長が指されたのかなというところもありますので、今後と言つては悪いんだす、今まで以上に質疑が活発にできるように、そういう場面に持っていこうと思ひます。以上だす。

高松秀樹委員 今のが意見の前半部分だすね。後半部分は、協議会って何なのかと。しっかり委員会の中で協議すべきでないのかという意見だと思ひ

ます。一昔前は、協議会は非常に多用しておった時代もあったんですが、今は若干変わっていて、つまり協議会というのは、所管に係る事項などを協議する、いわゆる事実上の会議といわれるものだと思います。法的な位置づけがないと。つまり、審議能力や決定能力を持つことはありません。しかしながら、委員会協議会の開催によって、正規の委員会が空洞化して形式的に終わるようなことがあっちゃならないため、その運用には我々も十分配慮が必要と考えるということですが、つまり、協議会そのものは駄目だという意見には私は全く賛同できません。やっぱり協議会も必要だという中で、こういうことも発信していく必要があると。大事なのは委員会が形式的、空洞化しないような運営に心掛けるということだと思います。以上です。

笹木慶之委員長 協議会のことについてそのような意見がございましたが、ほかの委員はいかがでしょうか。

伊場勇委員 協議会はいろんな問題があって多種多様になっている中で、なかなかまとめ切れない場合もあるので、しっかり、ある意味では共通認識をしっかりと話をしておくっていうところも、運営するに当たり必要じゃないのかなと思っています。ただそのところで、やっぱりその核となるところは、やはりその議会運営委員会でしっかり出して、もっと分かりやすいように、市民の皆様にも見られている方々にも分かりやすいような形を取るべきだと思います。このモニターからの意見としては、やはり協議会の中で協議しましたがっていうところがすごく引っ掛って「何をしたんだ」っていうところを疑問に思われているので、そう思わせないような議会運営をしていかないといけないというところは、この文章からしても、私の思うところも一緒です。以上です。

河野朋子委員 協議会を余りに全面的に何か肯定するっていうこと自体、すごく違和感があって、やはり公開された会議の中で議員は発言し、そして意思決定もそこでされるべきであって、致し方なく協議会でいろいろ事

務的なことをしたり、手続上処理したりするようなことは致し方ないと思いますが、協議会あつての委員会というような考え方は、議員として公言すべきじゃないと思います。市民にはやはり、会議の公開というところでは委員会しか分からないわけですから、市民に透明性をやはりちゃんと提示していくためにも、委員会の中できちんと議論して意思決定過程をその中で全て分かるようにしていくというのが議員として求められていて、この中の発言は、やはり議員のその辺の認識不足というところがあったんだなど。自分も含めて、今後は、きちんとした会議の中で発言してそこで市民にそういった公開をするという意識を持ってやっていかなくちやいけないなど、今回の指摘を見てつくづく思いました。

高松秀樹委員 僕は全く協議会を否定すべきではないと思っています。これはいわゆる事実上の会議として、もちろん審議能力とか決定の能力を持たす必要はないんですが、必要な事実上の会議体だと思っています。ただ、これを多用して委員会活動に支障を来すようなことがあってはなりませんけど、これを委員長又は委員会がきちんと使い切るっていうことが非常に大事なことだと思っています。河野委員が言われることはもうもつともだと思っていますが、全面的に否定はしたくないと思います。

河野朋子委員 全面的な否定という意味ではなくて、やはり原則公開された会議の中での透明性がある協議とか議論というかそれを大前提として、そもそもその協議会があつて委員会があるんだというような考えは、ちょっと私には賛同できないなということでした。

高松秀樹委員 2人の議論になるんですけど、協議会があつて委員会があるって、恐らく今議員は誰も思っていないと思うんですよ。しっかり協議会と委員会の使い分けをして、能率よく議会を先に進めるという形で、どこの委員長も活用してらっしゃると思います。しかしながら、こうやって「協議会、何たることだ」という意見が出ると、どこの委員長も非常に憶病になって、協議会っていう言葉を使いたくないような状況の中

で今運んでいると思うんです。でも協議会というのは事実上の会議体としてしっかりあるべきものなので、そこはそれで使うべきだと思います。しかしながら、そこで、河野委員の言う、この協議会の中で物事を決めちゃいけませんよというところは、これは最低のルールとして僕たちが守っていくべきだと思います。

笹木慶之委員長 今のような再度にわたる説明がございましたが、大体そういうところでよろしゅうございますかね。方向性は一緒だと思うんですよ。もちろん、決定権は何もないものですから。ただ、表現の仕方がまずかったという本件について、これは私の表現が問題になっていますから、私の不適切な発言っていうか、表現のしようがあったのかなと思います。その点について、今後、更に努力をします。

高松秀樹委員 補足なんですけど、私も河野委員も1期目は一緒だったんですけど、その頃の山陽小野田市議会というのは協議会を乱発して、委員会でやることを協議会でやっておった時代があったんです。議会基本条例を作る前の話ですよ。そういうのがやっぱり河野委員もあるし僕にもあるから、恐らくそういう発言になったと思いますから、そういうことを今後、議会基本条例を制定した以上は繰り返すことがないようにということでもいいんじゃないかなと思います。

笹木慶之委員長 それでは本件については、そのように取りまとめたいと思います。次の意見で、これは、要望書提出者の参考人招致により始められた議会運営委員会の冒頭の発言の中で、「小野議長はこの要望書の内容の信ぴょう性を肯定して委員会に図られたと理解してよろしいですね」という発言をしました、と。この発言についてのことがいろいろ書かれています。したがって、だんだん私の発言ができなくなるという状況ですが、事務局よろしゅうございますか。なかなか運営が難しいっていうか。（発言する者あり）ということで、1点目は参考人として調整した上でこの議運を行ったんやないかということ。あえて議長に確認した

意図は何でしょうかということ。それから、本来のうんぬんと書いてありますが、要望書の内容の信ぴょう性という発言は、意図がどうであれということ、信頼性を問題にして参考人をうんぬんということでありませぬ。それから、要望書は既に事前に配布されておってということで、そのようなことも書いてある。それから、4番目は、これはいわゆる8か月が経過したのに何もしなかったという流れが書いてございます。そして5番目として、代表質問ということで、先ほどありました代表質問制度を導入したという経緯をもう1回精査しながら代表質問の実効性があるかどうか、中身の検証と。これは先ほどの件と一緒に思います。ということで、それから、あとは、5番については代表質問のことですから、先ほどのことと、細かい内容の言い方は別として同じ内容だと思いますね。それから、6番目が、私が若い議員の発言に対して抑え付けるような、高圧的な対応したと書いてあるんですが、若いって誰かは分かりませんが、議員同士が対等であるべきと。もちろんそのとおりです。はい。だから、それ以上、私は申し上げませんが、書いてあるということなんで、どうぞ、委員の意見をお願いしたいと思います。

高松秀樹委員 1番目の質問は参考人を呼んでおいて、改めてあえて議長に確認した意図は何でしょうかって書いてありますが、委員長の話なんで、これは委員長に意図があったのであれば言ってもらえればええんかなって気がします。

笹木慶之委員長 言いましょうか。はい。これは、やはり人に関する重要ないろんな問題がありますから、やはり中身をきちっと確認というか精査されて、信ぴょう性を持たれて提出されたんですねという念入りの言葉です。だから、これをもってどうだこうだということはありませんが、やはり、それは大事なことなんで、書いてあることがきちっと要望書の中のことを全部整理されて、私どもに諮問されたんですねということをおし上げた、確認したわけです。

高松秀樹委員 2番も、委員長に対していかがでしょうか、3番も、委員長の運営についてなんで、委員長の意見が先にあれば、それを聞いたほうがいいと思います。

笹木慶之委員長 この流れについては、私が特段意識して問題を起こしたわけではございません。一般的な流れの中で、きちっとした委員会を運営するために取った手法です。強いて言うならば、不慣れな委員会で、その辺りの問題が十分でなかったと言われるのかなというふうに思いますけれども、私とすれば意図的にどうだこうだということで対応したわけではございません。ほかにはございませんでしょうか。3番目は要望書のことですね。これは今申し上げたように、やはりきちっと委員会を進めたいということから、書かれてあることを再度申し上げて確認をしたいということであって、そういったことが御指摘されるならば、いわゆる委員会運営に不慣れな面があって、そういったところのことを言われるのかなという気もしますが、私自身とすれば意図的に事を進めるために起こしたものでございません。委員会をやはり円滑な、そして正常な状態での審議をしてもらうための一つの手法だと思って行ったことです。

高松秀樹委員 1番目と2番目は、そうですねという感じですが、3番目で、ちょっとこのとき私も、参考人に要望書を朗読させたんですけど、若干違和感があったんです。過去の例で言うと、陳情者に委員長が指示して陳情書を朗読させたことは、恐らくなかったと思っています。この運営について、もしかしたら委員長の丁寧な取扱いだったのかなというふうにも思いました。しかしながら、次の陳情者については朗読をさせなかったから、委員長も若干ちょっとここは委員会運営の反省点があって、次の陳情者にはそれを指示しなかったというふうに理解をしております。よって委員長のほうから陳情者に対して、「あれをこうせい」という指示は必要ないと思っています。委員長もそういうふうに改めて思われたということなので、今後はどのように対応するのかっていうのは、つまり、同じようには対応しないという形でもう既に事例がありますので、

よろしいのでしょうか。

笹木慶之委員長 先ほど申し上げましたように、丁寧な議会運営をしたいという方向性の中でしたことが、いわゆる不慣れな面から、少しそういった誤解を招いたという部分があったと反省しています。したがって、その後行われたものについては、それについては、対応していないということで、今後については、やはりしっかりその辺りを受け止めて対応していきたいと思っています。

長谷川知司副委員長 確かに、参考人に要望書を朗読させるっていうことは、必要か不要かっていうことについてはいろんな考えがあると思いますが、私が感じたのは、改めて参考人からの熱い思いが伝わったというのは確かです。そういうことで、決して朗読していただいたことが無駄ではないと思います。ただし、今後もそれを続けるべきかどうかというのはいまもう委員長の判断でいいと思います。そのときは、確かに本当に参考人の熱い思いが私には通じました。

高松秀樹委員 そう言われると意見があるんですけど、ここに書いてあるのは、委員長が指示して参考人に要望書を朗読させたって書いてあるんです。参考人が自主的に陳情書を朗読することはあることだと思います。それは参考人の自主的な意思によって朗読すべきだと思っています。今回の指摘は、委員長が朗読させたことが、これが正しいのかどうなのかという指摘だったと思います。委員長のほうの答えとしては、ちょっとその部分の反省点があるということだったと思います。もちろん副委員長が言われるように、丁寧な取扱いって考えれば、陳情者がそれを一言一句朗読することもありなんですけど、委員長がちょっと指示をするところまでは行き過ぎの感もあるのかなということは思いました。更に言うと、委員長が指示して、陳情者がこのときは朗読しましたよね。陳情者によっては朗読しない可能性もあると思うんです。「委員長、あなたが読んでください」という可能性もあるので、その運営自体は今後よく

考えられてやっていかれたら。これ、そんなに大きな問題と思っていないですよ、実は。丁寧な運びをされたっていうふうなことで感じればそれはそれでいいと思いますけど、こういう意見が来たので、同じような対応はしないという結論でいいのかどうなのか。

笹木慶之委員長 はい、そのとおりですね。そういう方向性の中で、しっかり受け止めて対応していきたいと思います。

河野朋子委員 3番自体はということが問題じゃないかもしれませんが、これ1番と2番と何かこう、つながっている感じがするんですよね。笹木委員長は丁寧な対応と言われましたけど、この事案が一般的な陳情の内容と少しやはり質が異なって、議員個人のことに対してのいろいろ関係になっているので、その辺はすごく慎重になられてそういった対応されたっていうふうに言われましたけど、裏返せばこの参考人に対してすごくちよっところ、懐疑的というか、通常陳情書であれば参考人に素直に「陳情内容、お願いします」というようなことで行くんですけど、何かここにワンクッションあったり朗読してもらったりというやり方が、一方ではすごく丁寧と言われるけれども、参考人に対しての対応の、何かこれまでとの違いっていうところで、1、2、3、何かつながってこういうふうな質問が出ているような気がしましたので、委員長が言われたように、やはり、ちよっところに対しての対応を少し今後はっていうところは必要かなと私は思いました。

笹木慶之委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）したがって、先ほどありましたが、やはり、このモニターからの意見というものを踏まえて、やはり反省すべきところは反省しながら、そして、よりよい議会運営にしっかり努めてまいりたいと思います。それでは、その次の項目ですが、これもまた私のこと。2月3日開催の議会運営委員会を見ての意見という…（発言する者あり）その裏があった。4か。参考人に対する質疑の中で「政治倫理審査会で全会一致で杉本議員への処分と謝罪が決

定された」ことをもって議会がその責任を果たしたかのような議論が行われました。これは参考人が提起した「議会の責任」問題とはまったく意味が違うのにうんぬん、ということで、ここは、今の政治倫理審査会で謝罪されたということ、それから議会の責任という問題、そして最後の、参考人は公職選挙法違反をマスコミが取り上げ社会的に大きな問題となっていたにもかかわらず、議会が何の動きもしなかったこと、また有罪判決が出て8か月がたつのに議会は何の動きもしなかったと議会自身の責任を厳しく指摘したのではありませんかという、この部分ですね。

伊場勇委員 これは、前にも何かこういった感じのことが出たと認識しておるんですけど、やはり、1人の議員のことについていろいろ聞かれる中で、やはり議会として、議会は一議員の集合体なんですけど、そういったところで、議員一人一人もそういったところを失念した部分もあるとは思いますが。失念しなかった議員もいるとは思いますが、やはりそういったところは、議員個人個人も気を付けていくべきだなと、この前、そういった方向性になったように記憶しておりますので、今後も、一個人のことなんですけれども、議会全体のこととして一議員がしっかりと認識を高めていくというところが必要になるんじゃないかなというふうに思います。

笹木慶之委員長 そういう意見がありますが、ほかにはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）この件は、この間に回答した中でも議論しておりますから、そういうことでの伊場委員の発言だと思っておりますが、そのように取り計らいたいと思います。5番目、これは先ほど代表質問のことについては、もう行いましたよね。同じことだと思います。よろしいですか。意見があれば、言っていただきたいと思います。

高松秀樹委員 1番目は、これは、会派とは何ぞやという質問だと思います。これは議会基本条例に会派の条項がありますので、それこそが我が市議会の会派の意味合いだと理解しております。

伊場勇委員 5の(2)についても、先ほど委員長もおっしゃいましたが、後ろ向きではなくて、やはり前向きにこの代表質問をどうしていくのかというのを、様々な意見の下、しっかり議論、協議していくべきだということの回答で、積極的にやっていくという方向性でいいと思います。

笹木慶之委員長 先ほどありましたが、そういう方向性の中で会派に持ち帰って、もう一度精査しながら前向きに取り組んでいくということになったと思いますが、そういう方向でよろしゅうございますか。(「はい」と呼ぶ者あり) 6番目の、大変申し訳ない、若い議員の発言に対して抑え付けたということがありますが、いかがでしょうか。

伊場勇委員 一応、年齢は若いので、ちょっと。皆さん若いかもしれませんが、私も一応若いということで発言させてもらいますが、私は特にその高圧的とは思っていないんですけども、そういうふうに感じられたということは違和感があったということですので、そこはお互いが、私の質問の内容もそうですし、委員長からのお返しの言葉もそうですし、そこもやはり見られているという意識をしっかりと感じながらしていかなきゃいけないかなと思います。

高松秀樹委員 委員長が若い議員の発言を抑え付けたと。若い議員っていうのは誰なのかなと思いますけど、高圧的な対応はやめるべきではありませんかって書いてありますが、そうであれば、委員長は高圧的なこういう対応はやめるべきだというふうに思っています。一方、若い議員、高圧的な対応されたということが事実であれば、この若い議員も、今後、更に成長していただきたいなという気がいたします。

笹木慶之委員長 いずれにしても、これは私の議会運営委員会の進め方に対する御意見だと受け止めています。したがって、今後については、一層、議員間のお互いの連携といいますか、お互いの立場を踏まえた中での発言を、丁寧に慎重に行いたいと思います。ひとつ御協力、よろしくお願

いしたいと思います。努力をさせてもらいます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）それから、2月3日の議会運営委員会を見ての意見ということなのですが、ここはちょっと私が読んでみましょう。

「笹木委員長が委員会途中で議長に発言を求めていた。笹木委員長になって、私が知る限りでも議長に話を振ったのは2回目である。よっぽどのがあれば「暫時休憩」でもとってすり合わせたりすることも起こりうることであるが、前回といい今回といい事前に議長に確認しておけば済むような内容であった。委員長が委員会の取りまとめを行うものだと認識しているが、笹木委員長の委員会運営は正しいのか。」これが1点目です。2点目は、「陳情書について審議過程において議運では「緊急性があるかどうか」、あるとすれば「どの委員会の所管とするのか」を審議決定されることではなかったのか。なぜ、笹木委員長は中村委員長、藤岡副委員長を呼んだのか全くもって理解不能であるが、このことを笹木委員長も副委員長も理解しておらない発言があった。ちゃんとした運営ができないようなので、今後は議運が開催される前に事務局が「こうして進めたらいいと思います」や原稿を作成し「これを読んで、このとおりに進めてください」とアドバイスしなければ、委員会運営がうまくいかないと考えるがどうか。」ということです。そして、「このような進行や取りまとめしかできない委員長や副委員長は辞任すべきと考えるがどうか。」ということになっています。どうぞ御意見くださればと思います。

高松秀樹委員 まず1番目の委員会運営についてですけど、議長に話を振ったと。この委員会運営が正しいのかって書いてはいますが、正しいのかって言われればどうかなと。しかしながら、間違っているかって言われれば間違っていないと理解しております。これは両方あり得ることだと思っておりますが、できれば議運の委員長は議長とよくすり合わせをしていただいて、議運に臨んでいただきたいと思っておりますが、もちろんそうされていると思います。突発的な事項があったときは、こういうふうに議長に聞くこともやむを得ないと思っておりますので、正しいのかってこ

ういうふうに書かれると、なかなか答えに困りますが、委員長のほうでちゃんとした答えを作っていただければいいと思います。次は、委員長の委員会運営について書いてあるんですが、委員長は委員会運営をされるときに、もちろん事務局にアドバイスを求めながら議長に相談しながらやっておるというふうに理解しておりますので、今後もしろんなことに関して、事務局、そして議長、副委員長と相談しながら、円滑に議会運営委員会が動くように行っていただきたいと思っています。さらに、3番目。委員長や副委員長を辞任すべきと考えるかどうかというの、全く取り合う必要はないと理解しております。

笹木慶之委員長 この件について私のほうからちょっと申し上げますが、今のこの議会運営委員会の運営に当たっては、もちろん議長とのしっかりした調整の中で行うべき筋合いのものだと思っていますが、やはり場合によれば、会議の中で意見を求めるということも今後もあるかと思えます。しかし、そういったことの一連の流れについてよく精査しながら、この議会運営委員会が円滑に行くように、副委員長のことも書いてありますが、しっかりと副委員長とも協議をしながら、一層、大変努力したいと思っています。副委員長、よろしくお願ひします。ということになるかと思えます。よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 2月14日付けの意見は、委員長から「時間がない」という発言があったと。こういう発言を使うべきではないという意見です。これについては全く同感で、委員長については、思っているにもかかわらず、委員会中にすることは控えていただきたいと思っています。

笹木慶之委員長 ほかには意見ございませんね。（「なし」と呼ぶ者あり）今言われたことについて私自身しっかり反省をして、そういったことのないように取り組んでいきたいと思っています。よろしくお願ひ申し上げます。

高松秀樹委員 次の意見は、議運の委員長が執行部に対して「ありがとうございます

いました」という言葉を使ったと。この言葉が適切なのか教えてくださいということ。このことに関して、つまり何に対しての「ありがとうございました」なのかっていうことなんですが、いわゆる丁寧語なのか尊敬語なのかっていうところもあると思います。議員は結構使ったりすると思います。場合によっては使うべきところでない場面もあると思いますし、使う必要がある場面も少なからずあると理解しておいて、その使い方を気を付けてくださいという意見なので、今後、委員長だけじゃなくて我々もなんですけど、執行部に対して「ありがとうございました」といういわゆる尊敬語に近いような言葉は、やっぱり極力、二元代表制の一翼の議会としては使うべきではないということなので、議長、委員長含めて、我々も気を付けていきたいと思っています。

伊場勇委員 この2月19日のときにはどういった思いで「ありがとうございました」っておっしゃったのかをしっかりと回答すれば、それに高松委員の言った内容等を踏まえて言われたらいいのではないのかなと思います。

笹木慶之委員長 二元代表制という制度の中での議会と執行部の在り方に基本的なスタンスを置いて、発言については、やはり十分注意した、配慮した発言をするということを前提に考えていきたいと思っています。ということで、この件についてはよろしゅうございますかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、5番目の市議会モニターの意見については、以上で終わりたいと思います。ちょっとここで休憩します。4時10分から再開しましょう。

午後3時55分 休憩

午後4時8分 再開

笹木慶之委員長 それでは休憩を解いて委員会を再開いたします。それでは、付議事項の6点目ですが、山陽小野田市議会基本条例の検証についてを

議題といたします。これについて御意見ございませんでしょうか。

河野朋子委員 3月に、これについては議会運営委員会で検証を行い、しかもスピーディーにやっていただきたいということを申し上げました。それで、日程も4月に3回と詰めて予定を入れていただいたんですが、その後からいろいろ事情が変わり、先ほどもこういった委員会での席の配置とか傍聴の制限っていうか自粛、そういったことをお願いして、このコロナ対策に取り組む中で、どうしても、今、急ぎで協議したり議論して解決したりしなくちゃいけない問題は致し方ないんですが、基本条例の検証については、取り急ぎというような問題でも今はないと思いますので、この事情を考えると、少し検証については新型コロナの落ち着いた後に、タイトなスケジュールを組めばできることだと思いますので、そういった対応はできないのかなというようなことを思いますので、提案させていただきますが、いかがでしょうか。

笹木慶之委員長 今そのような意見がございました。前回の議運の中で、この議会運営委員会で本件については対応するという事で、私のほうで事務局に諮って、4月に3日間、委員会を開催すること、実は日程取りを皆さんにお願いして入れておりますが、ところがその入れた直後に非常に急変して、緊急事態宣言が発出されるなど、いろんな状況変化がございました。河野委員が言われたように、我々も特別委員会まで作って対応していくという状況下に置かれた中で、今おっしゃることも、それなりに理解できますが、皆さん方の御意見がいかがだろうかというところです。ひとつ、忌たんのない御意見をくださればと思います。ほかにはございませんか。名前で余り当てちゃいけないということですから、積極的に意見を言っていただきたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）では、そういうことで。とは言いながら、やはりそれなりに自己研さんを積んでもらって、開催したときにはすぐ対応できるような形で、しっかり中身を練っておいていただきたいと思います。ということで、これについては、河野委員が言われたような形で今後取り組んでいきた

いと思いますので、今後についてはよろしく申し上げます。となれば、例の議運の日程については、また事務局ともう1回調整をしたいと思えます。4月20日の議運はもう決定ですかね。

中村議会事務局議事係長 先ほどの臨時会のお話で、まだ招集の要請を出しておりませんので、事実上、あれを出してからになります。まだ執行部は内々で話はしておりましたけれども、まだです。

笹木慶之委員長 ただね、とは言いながら、おおよその計らいというのは。

中村議会事務局議事係長 先ほど申したとおりの日付で間違いありません。

笹木慶之委員長 時間的には、10時ぐらいで予定しておっていいんですか。

中村議会事務局議事係長 いつも委員長と最後は調整をしておろうかと思えますので、それでよろしいかと思えます。通常であれば、本会議に係る議運は10時で開催しております。

笹木慶之委員長 そういうことですから、今から調整をした後に、正式にまた御連絡申し上げたいと思えますので、ひとつ御協力よろしくお願ひしたいと思えます。それでは、本日は本当に長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして、第21回議会運営委員会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

午後4時13分 散会

令和2年（2020年）4月15日

議会運営委員長 笹木慶之